

大阪市手話に関する施策の推進方針〔第3版〕（概要）

I 基本的な考え方

- ・大阪市こころを結ぶ手話言語条例は、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会の実現をめざしている
- ・手話への理解の促進及び手話の普及をより一層積極的に実施し、市民一人ひとりが手話についての理解を深めるとともに、日常生活や社会生活の様々な場面で、手話を必要とする人が手話を利用しやすい環境づくりに取り組んでいくことが必要
- ・大阪市の各所属が条例の趣旨を踏まえた取組を実施し、それが大阪市の施策全体に広がるよう、連携して施策を推進

II 施策の推進方針

- ・大阪市では、条例をもとに様々な手話に関する取組を行っているが、令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念を踏まえ、ろう者の情報の取得・利用や意思疎通について、一層の支援や環境の整備を進める

1 手話への理解の促進及び手話の普及

【現状と課題】

- ◇ 手話に関するリーフレットの作成や市ホームページなどを通じた啓発を実施
- ◇ 令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法を踏まえ、ろう者のコミュニケーション手段としての手話の重要性を事業者に知っていただく必要がある
- ◇ 大阪・関西万博や東京2025デフリンピック開催などの機会も活用し、ろう者やデフスポーツについて周知する必要がある

【施策の方向性】

市民や事業者など多くの人々が手話への理解を深められるような情報を積極的に発信するとともに、身近に手話に触れ、気軽に楽しく学べる機会の創出と普及に取り組む

【具体的な取組】

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ① 様々な媒体を活用した啓発 | ② イベント等を通じた啓発 |
| ③ 気軽に参加できる手話講習会の実施 | ④ 子どもの頃から手話に親しむ機会の創出 |

2 手話による情報取得

【現状と課題】

- ◇ タブレット端末による遠隔手話通訳や、各種行事等における手話通訳者の配置を実施
- ◇ 日常生活や社会生活における基本的かつ重要な情報等に対して、手話でアクセスできる環境を整備していくことが重要

【施策の方向性】

大阪市の情報発信や市民窓口における手話対応の取組を進めるとともに、民間の事業者や公共サービス機関においても、日常生活等で重要な情報に手話でアクセスできる環境整備に取り組む

【具体的な取組】

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ① 区役所等における窓口対応 | ② 市主催行事等での手話対応等 |
| ③ 災害時における情報提供 | ④ ICTを活用した環境の整備 |
| ⑤ 手話を使用することができる職員の増員 | ⑥ 公共施設等に対する啓発 |

3 手話による意思疎通の支援

【現状と課題】

- ◇ 手話奉仕員や手話通訳者の養成事業及び手話通訳者派遣事業を実施
- ◇ 登録手話通訳者の高齢化等に伴って登録手話通訳者数が年々減少し、登録要件を市内から府内に拡大することにより現状を維持しており、人材の確保に取り組む必要がある
- ◇ 必要なときに十分なコミュニケーションを行える環境が必要であり、的確な支援を実施できる体制を整備することが重要

【施策の方向性】

登録手話通訳者の増加に取り組むとともに、病気や事故などの緊急時も含めた様々な場面において、ろう者が安心してコミュニケーションを図ることができる体制整備に取り組む

【具体的な取組】

- ① 手話通訳者派遣事業の充実 ② 緊急時の対応の検討 ③ 手話通訳者等の養成・確保

4 手話を必要とする人への相談支援

【現状と課題】

- ◇ 聴覚言語障がい者生活相談事業を実施し、手話通訳士の資格を有する生活相談員によるろう者の日常生活及び社会生活の支援を実施
- ◇ 生活の中で困りごとが生じたときに、気軽に相談できることが大切であり、福祉や就労、子育て、教育、保健医療など様々な分野において手話による的確な相談支援を行うことが重要

【施策の方向性】

関係機関と連携して、日常生活の様々な場面において、ろう者が手話を使ってコミュニケーションを取ることができ、適切な相談支援が提供されるよう取り組む

【具体的な取組】

- ① 聴覚言語障がい者生活相談事業の充実 ② 様々な分野の相談支援機関との連携
- ③ 聴覚障がい児及びその保護者等への支援

Ⅲ 施策の推進体制

- ・施策の推進にあたっては、各所属において条例の趣旨を踏まえた手話に関する施策を確実に進めるとともに、大阪市障がい者施策推進会議（庁内連絡会議）においてそれぞれの取組について情報共有を行い、取組の全体化を図ることにより、手話に関する取組が大阪市の施策全体に広がるよう取り組む
- ・推進方針は、ろう者、手話通訳者及びその他の関係者で構成する「大阪市こころを結ぶ手話言語条例推進方針検討会議」の意見を踏まえて策定・改訂しており、今後も定期的に意見を聴きながら見直しを行う